

平成 15 年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、特殊法人等改革推進本部、司法制度改革推進本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、国民保護法制整備本部及び人事院

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関（これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁、防衛施設庁及び金融庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関（第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、司法試験管理委員会、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、食糧庁、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁及び環境省

（注）司法試験管理委員会は平成 16 年 1 月 1 日に、食糧庁は 15 年 7 月 1 日にそれぞれ廃止された。

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

< 国家公安委員会に置かれる特別の機関 >

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

< 文部科学省に置かれる施設等機関 >

国立大学、大学共同利用機関、大学評価・学位授与機構及び国立学校財務センター

< 法務省に置かれる特別の機関 >

検察庁

第 6 号 会計検査院

対象期間

平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで

調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成 15 年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表 1 のとおり、73,348 件であり、14 年度より約 13,000 件増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、59,419 件（81.0%）が本省庁以外での受付となっている。

表 1 開示請求の件数

（単位：件、%）

	開示請求の件数	（単位：件、%）	
		本省庁受	その他受
平成 15 年度 （比率）	73,348 (100)	13,929 (19.0)	59,419 (81.0)
（参考） 14 年度	59,887 (100)	13,157 (22.0)	46,730 (78.0)
13 年度	48,670 (100)	16,811 (34.5)	31,859 (65.5)

（注） 「本省庁受」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他受」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表 2 のとおり、窓口に来所してのものが 45,193 件（61.6%）、郵送によるものが 28,153 件（38.4%）となっている。また、平成 16 年 3 月 31 日から各行政機関に対しオンラインでの開示請求ができるようになり、同日に、2 件の請求がオンラインで行われている。

表 2 開示請求の態様別件数

（単位：件、%）

	（単位：件、%）			
	来所	郵送	オンライン	計
件数 （比率）	45,193 (61.6)	28,153 (38.4)	2 (0.0)	73,348 (100)

(2) 処理の状況

平成 15 年度において各行政機関の長（法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）が処理すべき事案は、表 3 のとおり、15 年度に新たに受け付けた 73,348 件、前年度から持ち越した 2,785 件及び事案の移送を受けた 163 件の計（76,296 件）から、途中で取り下げられた 1,184 件及び事案の全部を移送した 123 件を除いた 74,989 件となっている。

この 74,989 件の処理状況をみると、71,669 件（95.6%）について開示決定等がされており、残りの 3,320 件（4.4%）については、平成 16 年度に処理が持ち越されている。

平成 14 年度に比べると、処理すべき事案が約 13,000 件増加しているが、開示決定等がされたものの件数の比率はわずかながら増加している。

（注）行政機関の長への事案の移送は、法第 12 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第 13 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等情報公開法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合とがあり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 12 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第 12 条の 2 の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 3 開示請求事案の処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき事案						事案の処理状況	
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	計	開示決定等がされた事案	処理中事案（次年度に持ち越し）
平成 15 年度 （比率）	73,348	2,785	163	1,184	123	74,989 (100)	71,669 (95.6)	3,320 (4.4)
(参考) 14 年度	59,887	3,234	320	1,728	150	61,563 (100)	58,783 (95.5)	2,780 (4.5)
13 年度	48,670	-	612	1,551	422	47,309 (100)	44,075 (93.2)	3,234 (6.8)

（注）

1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について平成 16 年 3 月 31 日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案（次年度に持ち越し）」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

- 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

- 4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。
- 5 平成 14 年度に開示請求がされた段階では 1 件としていた事案を 15 年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があり、15 年度の「前年度からの持ち越し事案」と 14 年度の「処理中事案（次年度に持ち越し）」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成 15 年度には、表 4 のとおり、68,867 件の開示決定等がされている。

このうち、開示請求に係る行政文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが 66,275 件（96.2%）、不開示の決定がされたものが 2,592 件（3.8%）となっている。不開示の決定の割合は、平成 13 年度から継続して減少している。

（注）開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。

開示請求のあった 1 事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の開示決定等として通知しているものがあることから、表 4 の「開示決定等」と表 3 の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

なお、開示決定がされたものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの（法第 7 条に基づく公益裁量開示）が 1 件含まれている。

表4 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	開示決定等					
	計	小計	開示決定			不開示の決定
			全部を開示	一部を開示	うち、 公益裁量開示	
平成 15 年度 (比率)	68,867 (100)	66,275 (96.2)	48,808 (70.9)	17,467 (25.3)	<1> <(0.00)>	2,592 (3.8)
(参考) 14 年度	59,203 (100)	56,651 (95.7)	40,935 (69.1)	15,716 (26.6)	<4> <(0.01)>	2,552 (4.3)
13 年度	44,734 (100)	39,653 (88.6)	25,119 (56.1)	14,534 (32.5)	<16> <(0.04)>	5,081 (11.4)

(注)「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

(2) 開示決定等の期限

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等を行わなければならない(法第 10 条第 1 項)が、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている(同第 2 項)。

また、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている(法第 11 条)。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成 15 年度においてされた開示決定等 68,867 件についてみると、延長手続を採ることなく開示請求があった日から 30 日以内に決定されたもの(上記の)が 60,786 件(88.3%)、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの(同)が 6,739 件(9.8%)、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたもの(同)が 971 件(1.4%)となっている。これらの計は 68,496 件(99.5%)となる。

また、延長手続が採られず開示請求があった日から 30 日を超えて決定されたもの、延長手続が採られたものの当該延長した期限を超えて決定されたもの及び期限の特例規定を適用したものの通知した期限を超えて決定されたものが計 371 件(0.5%)みられる。

なお、開示決定等の期限の遵守状況については、【特別調査事項】の 1 も参照。

表5 延長手続の状況

(単位：件、%)

	延長手続を採らなかったもの	法第10条第2項による延長手続を採ったもの	法第11条による特例規定を適用したもの	計
平成15年度 (比率)	30日以内に開示決定等がされたもの 60,786 (88.3)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 6,739 (9.8)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 971 (1.4)	68,867 (100)
	計 68,496 (99.5)			
	上記以外のもの 371 (0.5)			
(参考) 14年度	30日以内に開示決定等がされたもの 51,820 (87.5)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 4,826 (8.2)	2,429 (4.1)	59,203 (100)
	計 56,646 (95.7)			
	上記以外のもの 128 (0.2)			

(注) 「法第11条による特例規定を適用したもの」の「通知した期限までに開示決定等がされたもの」の中には、相当の部分についての開示決定等が60日を超えてされている場合も含む。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表6のとおりである。1年を超えているものが132件(13.6%)あるが、平成14年度に比べてその比率は半減している。

表6 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成15年度 (比率)	971 (100)	305 (31.4)	100 (10.3)	195 (20.1)	239 (24.6)	132 (13.6)
(参考) 14年度	2,429 (100)	461 (19.0)	237 (9.7)	563 (23.2)	416 (17.1)	752 (31.0)

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象として

おり、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた（中間的な）開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表7のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が法第5条各号に規定する不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものの順となっている。

表7 不開示理由の内訳

（単位：件、％）

	不開示の決定と一部を開示する決定の合計件数	内訳（複数該当あり）			
		不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成15年度 （比率）	20,059 （100）	18,229 （90.9）	2,059 （10.3）	202 （1.0）	32 （0.2）
（参考） 14年度	18,268 （100）	16,950 （92.8）	1,749 （9.6）	390 （2.1）	18 （0.1）
13年度	19,615 （100）	16,409 （83.7）	3,151 （16.1）	278 （1.4）	37 （0.2）

（注）1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの18,229件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表8のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、公共の安全等に関する情報（第4号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの202件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するもの、法人等に関する情報（第2号）に該当するものの順になっている。

表 8 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	比率(%)	件数	比率(%)
		18,229	(100)	202	(100)
内訳 (複数該当あり)	法第 5 条第 1 号 個人に関する情報	13,207	(72.5)	166	(82.2)
	法第 5 条第 2 号 法人等に関する情報	9,799	(53.8)	34	(16.8)
	法第 5 条第 3 号 国の安全等に関する情報	675	(3.7)	2	(1.0)
	法第 5 条第 4 号 公共の安全等に関する情報	3,234	(17.7)	13	(6.4)
	法第 5 条第 5 号 審議、検討等に関する情報	250	(1.4)	1	(0.5)
	法第 5 条第 6 号 事務又は事業に関する情報	1,739	(9.5)	36	(17.2)

(注) 1 件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は 100 にならない。

3 不服申立ての件数と処理の状況

(1) 不服申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長（法第 17 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 15 年度には、表 9 のとおり、1,158 件の不服申立てが行われている。

表 9 不服申立ての件数

(単位：件)

	計	不服申立ての件数	
		審査請求	異議申立て
平成 15 年度	1,158	472	686
(参考) 14 年度	914	505	409
13 年度	1,359	429	930

イ 不服申立ての理由を見ると、表 10 のとおり、不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、1,094 件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの不服申立てが 27 件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者から行政文書の特定等に不服があるとするもの（48 件）もみられる。

表 10 不服申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの不服申立て	第三者からの不服申立て	計		
不開示の決定 (一部を開示する決定の不開示部分を含む。)に対する不服申立て	不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服	680	1,094		
	行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服	355			
	存否応答拒否による不開示決定に対する不服	55			
	形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服	4			
開示決定に対する不服申立て	行政文書の特定に対する不服(開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど)	48	自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	27	75
その他の不服申立て	不作為に対する不服	5	16		
	事案の移送、期限の延長に関する不服	1			
	決定内容に関わりのない事項に対する不服等	10			
計	1,158	27	1,185		

(注) 1 件の不服申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表 9 の不服申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開審査会に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている(法第 18 条)。

平成 15 年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた 1,158 件及び 14 年度から持ち越された 1,327 件の計から、途中で取り下げられた 119 件を除いた計 2,366 件となっている。

この 2,366 件について、その処理状況をみると、表 11 のとおり、裁決・決定が行われ処理済みとなっているものが 1,027 件(43.4%)であり、残りの 1,339 件は、情報公開審査会に諮問中の 744 件を含め平成 16 年度に処理を持ち越している。

平成 13 年度からの動きをみると、処理を要する不服申立て事案が増大する中で次年度に持ち越す件数がほぼ横ばいに抑えられるとともに、「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」のもの比率が減少し、「審査会に諮問中」及び「審査会の答申後、裁決・決定の準備中」のもの比率が増加している。

表 11 不服申立ての件数と処理状況

(単位：件、%)

	新規 申立て 件数	前年度 からの 持ち越 し件数	取下げ 件 数	計	処理済 件 数	処理中 件 数 (次年度に 持ち越し)	処理中		
							処理方針、 諮問の要否 等検討中、 諮問の準備 中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、 裁決・決 定の準備 中
平成 15 年度 (比率)	1,158	1,327	119	2,366 (100)	1,027 (43.4)	1,339 (56.6)	336 (14.2)	744 (31.4)	259 (11.0)
(参考) 14 年度	914	1,136	29	2,021 (100)	686 (33.9)	1,335 (66.1)	662 (32.8)	555 (27.5)	118 (5.8)
13 年度	1,359		43	1,316 (100)	180 (13.7)	1,136 (86.3)	728 (55.3)	324 (24.6)	84 (6.4)

(注) 1 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

2 平成 14 年度に受け付けた段階では 1 件であったものを 15 年度に処理する段階で複数件に分割したもの、件数を集計し直したもの等があり、15 年度の「前年度からの持ち越し件数」と 14 年度の「処理中件数(次年度に持ち越し)」とは、一致しない。

(3) 裁決・決定の状況

ア 平成 15 年度に処理済みとされた 1,027 件についてみると、表 12 のとおり、情報公開審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったものが 934 件、情報公開審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの(不服申立てが不適法であること等により情報公開審査会に諮問する必要がないもの)が 93 件となっている。

裁決・決定の内訳を見ると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが 581 件(56.6%)、不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(申立ての認容又は一部認容)が 414 件(40.3%)、不服申立てが不適法であるとして却下したものが 32 件(3.1%)となっている。

なお、情報公開審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と一部異なる内容の裁決・決定を行ったものが 2 件(いずれも申立ての一部認容)みられる。

表 12 不服申立てに対する裁決・決定の状況

(単位：件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	計
情報公開審査会に諮問しないで裁決・ 決定を行ったもの	0	64	0	29	93
情報公開審査会に諮問し、答申を受け て裁決・決定を行ったもの	581	55	295	3	934
計 (比率)	581 (56.6)	119 (11.6)	295 (28.7)	32 (3.1)	1,027 (100)

イ 不服申立てを受けてから裁決・決定を行った日までの期間をみると、表 13 のとおり、1年を超える期間を要したものが 467 件 (45.5%) あるなど、半年を超える期間を要したものが約 7 割となっている。

なお、不服申立てを受け付けてから情報公開審査会に諮問するまでの期間については、【特別調査事項】の 2 を参照。

表 13 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの日数

(単位：件、%)

	裁決・決定 件数	3 か月 以内	3 か月超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
平成 15 年度 (比率)	1,027 (100)	39 (3.8)	271 (26.4)	142 (13.8)	108 (10.5)	467 (45.5)
(参考) 14 年度	686 (100)	36 (5.3)	92 (13.4)	81 (11.8)	203 (29.6)	274 (39.9)
13 年度	180 (100)	30 (16.7)	64 (35.5)	81 (45.0)	5 (2.8)	-

(4) 情報公開審査会における審査状況

情報公開審査会では、表 14 のとおり、平成 15 年度に新たに諮問を受けた 885 件及び 14 年度からの持ち越し事案 349 件の計から、途中で取り下げられた 30 件を除いた計 1,204 件の諮問事案に対し、784 件の答申を行っている。

この 784 件の答申を内容別にみると、諮問庁（情報公開審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが 490 件(62.5%)、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが 294 件(37.5%)となっており、「諮問庁の判断は妥当であるとしたもの」の割合が平成 14 年度より増加している。

表 14 情報公開審査会における審査状況

(単位：件、%)

年度	情報公開審査会	新規諮問件数	前年度からの持ち越し件数	取下げ件数	計	答申件数			次年度に持ち越した件数	
						計	諮問庁の判断は妥当であるとしたもの	諮問庁の判断は一部妥当でないとしたもの		諮問庁の判断は妥当でないとしたもの
平成 15 年度	内閣府	876	339	30	1,185	773	484	244	45	412
	会計検査院	9	10	0	19	11	6	5	0	8
	計 (比率)	885	349	30	1,204	784 (100)	490 (62.5)	249 (31.8)	45 (5.7)	420
(参考) 14 年度	内閣府	696	193	10	879	540	313	187	40	339
	会計検査院	7	9	0	16	6	1	5	0	10
	計	703	202	10	895	546 (100)	314 (57.5)	192 (35.2)	40 (7.3)	349
13 年度	内閣府	374	-	4	370	177	106	48	23	193
	会計検査院	10	-	0	10	1	1	0	0	9
	計	384	-	4	380	178 (100)	107 (60.1)	48 (27.0)	23 (12.9)	202

(注) 諮問庁では、複数の不服申立て事案を 1 件にまとめて情報公開審査会に諮問する場合があります。

表 11 の「審査会に諮問中」及び「審査会の答申後、裁決・決定の準備中」の件数と本表の「新規諮問件数」や「答申件数」とは一致しない。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表 15 のとおり、平成 15 年度に新たに 15 件が地方裁判所に提起されている。

この 15 件及び前年度から係属している 37 件の計 52 件のうち、平成 15 年度には、30 件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として 15 件の控訴事件（前年度から係属している 2 件を含む。）が係属し、そのうち 6 件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが 4 件あり、うち 2 件について判決が出されている（いずれも上告棄却）。

表 15 情報公開に関する訴訟の状況

（単位：件）

		平成 15 年度	（参考）	
			14 年度	13 年度
地方裁判所（第一審）	新規提訴	15	39	15
	前年度から係属	37	11	-
	係属 計	52	50	15
	判決	30	9	3
	取下げ	4	4	1
	審理中（次年度に持ち越し）	18	37	11
高等裁判所（控訴審）	新規控訴	13	5	1
	前年度から係属	2	1	-
	係属 計	15	6	1
	判決	6	4	0
	取下げ	2	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	7	2	1
最高裁判所（上告審）	新規上告	4	0	0
	前年度から係属	0	0	-
	係属 計	4	0	0
	判決	2	-	-
	取下げ	0	-	-
	審理中（次年度に持ち越し）	2	-	-

なお、平成 15 年度に新規提訴された 15 件のうち 3 件は、法第 36 条の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

5 手数料の減免

法第 16 条第 3 項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号。以下「令」という。）第 14 条第 1 項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく生活扶助を受けているとき等）は、行政機関の長は、開示請求 1 件につき 2,000 円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成 15 年度には、表 16 のとおり、21 件の申請があり、うち 12 件について減免がされている。

なお、令第 14 条第 4 項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされているが、当該規定により減免されたものはなかった。

表 16 開示実施手数料の減免の状況

（単位：件）

区分	申請件数	令第 14 条第 1 項による減免						令第 14 条第 4 項による減免
		減免		減免が認められなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護を受けているため	その他					
平成 15 年度	21	12	1	11	9	0	0	0
（参考） 14 年度	11	4	3	1	3	3	1	0
13 年度	9	6	3	3	3	0	0	0

【特別調査事項】

法の施行に関し、法定の期限を超えて開示決定等がされている事例や不服申立てを受けてから情報公開審査会に諮問するまでに相当長期の期間を要している事例が一部にみられたことから、平成14年度の施行状況調査において、開示決定等の期限の遵守状況及び不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況について、別途、調査事項を設けて調査した。本年度においても、その後の状況を調査した。

本年度の調査対象は、平成13年度又は14年度における開示請求及び不服申立ての事案であって15年3月31日現在処理中であったもの並びに15年度における新たな開示請求及び不服申立ての事案とし、16年3月31日現在の状況を整理した。

(注) 前頁までの1から5までの調査では、開示決定等がされた単位で件数を数えており、この特別調査では開示請求がされた時点の事案を単位としていることから、両者の数字は一致しない。

1 開示決定等の期限の遵守状況

(1) 延長手続を採らなかった事案

ア 平成15年度における新たな開示請求の事案であって、法第10条第2項による期限の延長手続又は第11条による期限の特例のいずれの手続も採られていないものは、表- のとおり、63,039件ある。このうち63,012件については、開示請求のあった日から30日以内に開示決定等がされているが、30日以内に開示決定等がされていないものが27件みられる。

表 - 延長手続を採らなかった事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採らなかった事案		
	計	30日以内に開示決定等がされているもの	30日以内に開示決定等がされていないもの
平成15年度	63,039	63,012	27 (1)
(参考)14年度	52,300	52,274	26
13年度	38,141	38,118	23

(注) 1 ()内は、平成16年3月31日現在処理中のものであり、内数。

2 「30日以内に開示決定等がされているもの」には、平成16年3月31日現在開示決定等の期限が来ていないものを含む。

イ 上記の27件について、30日を過ぎた日数を行政機関別にみると、表- のとおりである。

30日以内に開示決定等を行うことができなかった理由として、関係行政機関では、30日以内に処理できる予定であったが予想以上に対象文書の確認作業、審査・検討、調整等に手間がかかったこと、期日を誤認していたこと等を挙げている。

(注) 27 件の件名、超過日数、30 日以内に開示決定等がされていない理由等については、別添の特別調査事項の附属資料 4-1 参照。

表 - 開示決定等の期限を過ぎた日数の状況

(単位：件)

	30 日を過ぎた日数				計
	1 週間以内	1 週間超 1 か月以内	1 か月超 3 か月以内	3 か月超	
外務省	0	2(1)	1	1	4(1)
国税庁	0	1	0	0	1
総合研究大学院大学	0	1	0	0	1
国土交通省	20	0	0	0	20
環境省	0	1	0	0	1
計	20	5(1)	1	1	27(1)

(注) () 内は、平成 16 年 3 月 31 日現在で処理中のものであり、内数。

(2) 延長手続を採った事案

ア 平成 15 年度における新たな開示請求の事案であって、法第 10 条第 2 項による延長手続が採られたものは、表- のとおり、6,933 件ある。このうち、延長した期間の期限（開示請求のあった日から最大 60 日以内）までに開示決定等がされていないものが 60 件みられる。

表 - 延長手続を採った事案の期限遵守状況

(単位：件)

	延長手続を採った事案		
	計	延長した期限までに開示決定等がされているもの	延長した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 15 年度	6,933	6,873	60(15)
(参考) 14 年度	4,884	4,814	70
13 年度	5,784	5,729	55

(注) 1 () 内は、平成 16 年 3 月 31 日現在処理中のものであり、内数。

2 「延長した期限までに開示決定等がされているもの」には、平成 16 年 3 月 31 日現在延長した期限が来ていないものを含む。

イ 上記の 60 件について、延長した期限を過ぎた日数を行政機関別にみると、表 - のとおりである。

延長した期限までに開示決定等を行うことができなかった理由として、関係行政機関では、開示請求の対象となる行政文書の探索等に予想以上に時間を要したこと、担当業務が多忙であったことや特定の課室に開示請求が集中したことにより予定どおり処理できなかったこと等を挙げている。

(注) 60 件の件名、超過日数、延長した期限までに開示決定等がされていない理由等については、別添の特別調査事項の附属資料 4-2 参照。

表 - 延長した開示決定等の期限を過ぎた日数の状況

(単位：件)

	延長した期限を過ぎた日数				計
	1 週間以内	1 週間超 1 か月以内	1 か月超 3 か月以内	3 か月超	
法務省	0	11	3(3)	10(10)	24(13)
外務省	12	19(2)	4	1	36(2)
計	12	30(2)	7(3)	11(10)	60(15)

(注) () 内は、平成 16 年 3 月 31 日現在処理中のものであり、内数。

(3) 法第 11 条の規定を適用した事案

ア 法第 11 条では、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、まず、当該行政文書のうち「相当の部分」について 60 日以内に開示決定等をした上で、残りの行政文書については、「相当の期間」内に開示決定等を行うこととされている。また、その際、当該処理に要する「相当の期間」を勘案して定められた開示決定等を行う期限を開示請求者に通知しなければならないとされている。

平成 15 年度における新たな開示請求の事案であって、法第 11 条の規定を適用したものは 820 件ある。また、平成 13 年度又は 14 年度における開示請求の事案のうち法第 11 条の規定を適用したものであって、開示請求者に通知した期限が 15 年 4 月 1 日以降に到来したものが 815 件ある。

これらの事案計 1,635 件についてその開示決定等の状況をみると、まず 60 日以内に行うこととされている「相当の部分」についての開示決定等がされていないものが 731 件みられる。

また、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされていないものが 246 件みられる。

表 - 法第 11 条の規定を適用した事案の期限遵守状況

(単位：件)

	法第 11 条の規定を適用した事案			
	計	相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていないもの	通知した期限までに開示決定等がされているもの	通知した期限までに開示決定等がされていないもの
平成 13 年度又は 14 年度における事案であって、15 年 4 月 1 日以降に期限が到来したもの	815	475	587	228(13)
平成 15 年度における事案	820	256	802	18 (4)
計	1,635	731	1,388	246(17)

(注) 1 ()内は、平成 16 年 3 月 31 日現在処理中のものであり、内数。

2 「通知した期限までに開示決定等がされているもの」には、平成 16 年 3 月 31 日現在延長した期限が来ていないものを含む。

イ 相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされていない 731 件を行政機関別にみると、表 - のとおりである。

表 - 相当の部分について 60 日以内に開示決定等がされなかった事案の行政機関別内訳

(単位：件)

行政機関名	警察庁	防衛施設庁	法務省	外務省	計
事案数	4	9	1	717	731

ウ 開示決定等をするとして開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされていない 246 件について、期限を過ぎた日数を行政機関別にみると、表 - のとおりである。

通知した期限までに開示決定等を行うことができなかった理由として、関係行政機関では、特定の課室に大量の行政文書の開示請求が重なったこと、担当課の業務において予期しない事態が生じ多忙となったこと、外交文書等で慎重な審査が必要であったこと等のため通知した時点で予想していた以上に処理に期間を要したことを挙げている。

(注) 246 件の件名、超過日数、通知した期限までに開示決定等がされていない理由等については、別添の特別調査事項の附属資料 4-3 参照。

表 - 通知した開示決定等の期限を過ぎた日数の状況

(単位：件)

	通知した期限を過ぎた日数				計
	1週間以内	1週間超 1か月以内	1か月超 3か月以内	3か月超	
宮内庁	0	0	0	4(3)	4(3)
	-	-	-	-	0
外務省	23	35(3)	54(7)	112	224(10)
	4	8(1)	2	1	15(1)
国土交通省	-	-	-	-	0
	3(3)	0	0	0	3(3)
計	30(3)	43(4)	56(7)	117(3)	246(17)

(注)1 各欄の上段は平成13年度又は14年度における開示請求の事案であって15年4月1日以降に期限が到来したものを、下段は15年度における開示請求の事案をそれぞれ示す。

2 ()内は、平成16年3月31日現在処理中のものであり、内数。

2 不服申立て事案の情報公開審査会への諮問状況

平成15年度における新たな不服申立ての事案1,158件及び13年度又は14年度における不服申立て事案であって15年3月31日現在情報公開審査会に未諮問であったもの665件の計1,823件のうち、情報公開審査会に諮問を要しない事案として処理を終えたもの89件及び諮問前に不服申立ての取下げがあったもの102件を除くと1,632件となる。このうち、平成16年3月31日現在、情報公開審査会に諮問済みであるものが1,297件、未諮問のものが335件となっている。これらの事案について、不服申立てを受けてから情報公開審査会に諮問するまでの期間(未諮問事案335件については平成16年3月31日までの期間)をみると、表-及び表-のとおりである。

行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、不服申立て事案はできる限り速やかに情報公開審査会に諮問されることが求められる。これに関し、関係行政機関では、諮問までに長期間を要している理由として、出先機関への事実確認や関係する第三者への意見照会等に時間を要したこと、開示請求や不服申立てが特定の課室に集中したこと、担当業務が繁忙であったこと、類似案件の動向等を含めて慎重に審査する必要があったこと等を挙げている。

(注)平成16年3月31日現在未諮問の事案であって、不服申立てを受けてから3か月以上経過しているものについては、別添の特別調査事項の附属資料4-4参照。

表 - 諮問済みの不服申立て事案に係る不服申立てから諮問までの期間の状況

(単位：件、%)

	平成 15 年度内に 諮問された事案の件数 (比率)		(参考) 14 年度末までに 諮問された事案の件数 (比率)	
	1 か月以内	42	(3.2)	661
1 か月超 2 か月以内	167	(12.9)		
2 か月超 3 か月以内	148	(11.4)		
3 か月超 6 か月以内	339	(26.1)	320	(22.1)
6 か月超 9 か月以内	93	(7.2)	214	(14.7)
9 か月超 1 年以内	92	(7.1)	129	(8.9)
1 年超	416	(32.1)	126	(8.7)
計	1,297	(100)	1,450	(100)

表 - 未諮問の不服申立て事案に係る不服申立てから調査時点までの期間の状況

(単位：件、%)

	平成 16 年 3 月 31 日現在 未諮問の事案の件数 (比率)		(参考) 15 年 3 月 31 日現在 未諮問であった事案の件数 (比率)	
	1 か月以内	76	(22.7)	128
1 か月超 2 か月以内	64	(19.1)		
2 か月超 3 か月以内	42	(12.5)		
3 か月超 6 か月以内	49	(14.6)	101	(15.3)
6 か月超 9 か月以内	41	(12.3)	93	(14.1)
9 か月超 1 年以内	54	(16.1)	42	(6.4)
1 年超	9	(2.7)	295	(44.8)
計	335	(100)	659	(100)